

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)3月17日

北海道上川総合振興局長 佐藤 昌彦

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託業務名

令和5年度「上川地域多様な働き方支援・人材定着促進事業」委託業務

(2) 委託業務の目的

上川管内企業の採用力や生産性の向上、職場教育の充実により、多様な働き方に対応した職場環境整備を促進し、若年者や女性を中心とした新たな人材の獲得を目的とした取組を実施するとともに、良質で安定的な正社員雇用の創出・定着を図る。

(3) 業務内容

ア セミナー、グループワーク開催

実施地域：上川中部（3回）、上川北部（1回）、上川南部（1回）

参加対象：上川管内の中小企業（各回20名程度）

実施概要：企業の採用力や生産性の向上、業務効率化の促進、若年者や女性にも配慮した働き方の取組の推進、職場教育の充実など、職場環境改善や経営者意識の改善を目的としたセミナー、グループワークを開催

イ ハンズオン形式による個別サポート

対象地域：上川管内

支援対象：人手不足産業分野の中小企業

※農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業、建設業、運輸業・郵便業（総務省の日本標準産業分類による）

企業選定：アドバイザー派遣による個別サポートを受け、相応の効果が期待できる事業者

実施回数：10事業者各6回程度

支援内容：求職者と企業双方のニーズを踏まえ、採用力や生産性の向上、業務効率化に向けた課題解決、多様な働き方の推進に伴う職場教育の充実など、各種相談やアドバイス、コーディネートを実施

ウ 就職マッチングイベント開催

実施地域：上川管内

支援対象：上記ア及びイの参加企業をはじめとする人手不足産業分野の中小企業

※農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業、建設業、運輸業・郵便業（総務省の日本標準産業分類による）

参加対象：事業者10社以上、求職者50名程度

実施回数：1回程度

実施概要：上川地域での就労を希望する求職者を広く集客し、効果的な情報発信による地元企業の理解促進を図った上で、合同企業説明会等の就職マッチングイベントを実施

エ 事業実施報告書の作成

上記ア～ウの業務の実施に係る実施報告書を作成する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)2月29日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 次のいずれにも該当すること。

単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有する者であること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有する者をその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- （1）公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限
令和5年4月11日（火）午後5時（必着）
 - イ 提出場所
9に同じ
 - ウ 提出方法
持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による
- （2）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

- （1）交付期間
令和5年3月17日（金）から令和5年4月11日（火）まで
（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- （2）交付場所
9の場所で交付する。
また、北海道上川総合振興局（商工労働観光課）のホームページからダウンロードすることができる。
[（ホームページ <https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/index.html>）](https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/index.html)

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- （1）提出期限
令和5年（2023年）4月27日（木）午後5時（必着）
- （2）提出場所
9に同じ
- （3）提出方法
持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係（担当：林）

(2) 所在地

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

(3) 電話番号

0166-46-5940（ダイヤルイン）

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 契約書は作成を要する。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

(5) 審査結果及び特定者は、公表する。